

小規模保育事業指導監査での指摘事項(令和5年度)			
No.	項目	問題点	指導内容及び補足説明
1	重要事項説明書(しおり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携施設について、連携施設名が法人名しか記載されていなかった。</li> <li>・土曜日共同保育について、記載内容が誤っていた。(協定施設の変更に伴う修正漏れ 等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要事項説明書について、適切に修正、追記を行うこと。</li> </ul> <p><b>【大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第38条】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要事項説明書には事業の運営についての重要事項に関する規定の概要、職員の勤務体制、利用者負担、連携施設の種類、名称、連携協力の概要、その他利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記載しなければならない。</li> </ul> <p>次に掲げる事業の運営についての重要事項を記した文書を交付して保護者に説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)施設の運営方針</li> <li>(2)提供する保育の内容</li> <li>(3)保育時間(保育標準時間、保育短時間の設定時間及び延長時間)</li> <li>(4)職員の勤務体制(職種、人数)</li> <li>(5)保護者から支払いを受ける費用の種類(保育料、延長保育料、上乗せ徴収、実費徴収)</li> <li>(6)子どもの区分(年齢)ごとの利用定員</li> <li>(7)連携施設の種類、名称、連携協力の概要</li> <li>(8)その他保育の選択に資すると認められる重要事項</li> </ol>
2	連携施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携内容について、書面で定められていない。</li> <li>・土曜日共同保育について、計画書に記載がない期間を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携施設との連携内容について、書面で定めること。</li> <li>・土曜日共同保育について、計画書を適切に修正すること。</li> </ul> <p><b>【家庭的保育事業等の連携施設の確保について(平成29年2月9日)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携協力内容、役割分担及び責任の所在等を書面にて明確化し、連携施設との間で協定を締結すること。</li> </ul>

No.	項目	問題点	指導内容及び補足説明
3	虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待防止について、マニュアルの整備等がされていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内の虐待防止について、マニュアルを作成し方針の共有を図ること。</li> </ul> <p><b>【大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第3条第4項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</li> </ul>
4	事故発生防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午睡記録表や設備の安全点検表について、確認者の記載がなかった。</li> <li>・安全点検表の点検項目欄にチェック漏れがあった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午睡チェックや設備の安全点検を実施した際は、確認者を明確にすること。</li> <li>・設備の安全点検については、実施した内容がわかるよう全ての項目を記すこと。</li> </ul> <p><b>【保育所等における乳幼児突然死症候群(SIDS)の防止及び救急対応策の徹底について 別紙(平成31年1月15日長崎県こども未来課)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・午睡(睡眠)時チェックをきめ細やかに行い、記録する。</li> <li>・チェックする担当を明確にする。</li> </ul> <p><b>【教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン 6ページ(平成28年3月内閣府・文部科学省・厚生労働省)】</b></p> <p>②事故の発生防止に関する留意点</p> <p>施設・事業者は、あらかじめ点検項目を明確にし、定期的に点検を実施した上で、文書として記録するとともに、その結果に基づいて、問題のある箇所の改善を行い、また、その結果を職員に周知して情報の共有化を図る。</p>
5	会計・経理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域型保育給付費の額を保護者に通知していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域型保育給付費の額を保護者に通知すること。</li> </ul> <p><b>【大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第14条第1項、第50条】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</li> </ul>